

山形県有料老人ホーム立入検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県内の有料老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する届出をした施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービスを提供する施設。以下「施設」という。）の管理運営、サービス、入居者処遇等の状況について、老人福祉法及び山形県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成18年7月10日施行）等の規定に照らし改善を要すると認められる事項について必要な助言、指導、命令を行うことにより施設の適切な運営及び入居者の保護を図ることを目的として、老人福祉法第29条第13項の規定に基づき県が実施する立入検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(形態)

第2条 立入検査の形態は開所時検査、定期検査、及び随時検査とする。

2 開所時検査は、原則として施設開所後3カ月経過後に行うものとする。

3 定期検査は、毎年度当初に定める実施方針及び実施計画に基づき、原則として、開所時検査の3年後又は本要領施行時に既に開設している施設については施行から3年以内に行い、その後は3年毎に行うものとする。

4 随時検査は、施設の管理運営、サービス、入居者処遇等に関する通報、苦情等があった場合において、その内容が老人福祉法第29条第6項から第11項までの規定に違反するおそれがあるとき、又は当該施設の入居者の処遇に関する不当な行為に該当するおそれがあるとき、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為に該当するおそれがあるとき、その他入居者の保護のために必要があるときに、随時実施するものとする。

(立入検査の実施主体)

第3条 立入検査の実施主体は、総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課（村山総合支庁においては地域健康福祉課。以下「総合支庁福祉担当課」という。）、健康福祉部高齢者支援課（以下「高齢者支援課」という。）とする。

2 総合支庁福祉担当課は管内の施設に対する開所時検査及び随時検査を実施する。

3 総合支庁福祉担当課は管内の施設が介護保険法第8条に定める「居宅サービス」を行う事業所（以下「介護事業所」という。）を併設している場合は、当該介護事業所に対する実地指導の際に、施設に対する定期検査を併せて実施する。

4 前項に定める定期検査を行った施設は、当該施設が介護事業所を併設している間、総合支庁福祉担当課が継続して定期検査を実施する。

5 高齢者支援課は、施設（第3項に該当する施設を除く。）に対する定期検査を実施する。また、総合支庁福祉担当課の求めがある場合に、随時検査を総合支庁福祉担当課と共同で実施する。

(実施方法)

第4条 第3条に定める立入検査の実施主体は、定期検査を行う場合は、あらかじめ当該施設の設置者、

管理者又は設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対し、検査日時及び検査職員の職氏名等を別紙1により通知するとともに、有料老人ホーム自己点検シート兼検査調書（様式第1号）を送付するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた当該施設の設置者、管理者又は介護等受託者は有料老人ホーム自己点検シート兼検査調書を作成し、検査の実施主体の指定する日までに検査の実施主体へ提出するものとする。
- 3 検査の実施主体が随時検査を行う場合には、あらかじめ当該施設の設置者、管理者又は介護等受託者に対し、検査日時及び検査職員の職氏名を告知するものとする。ただし、虐待事案の確認を行う場合など、施設に対し、事前に立入検査の実施を告知することが適当でないと検査の実施主体が判断する場合には、事前の告知なしに立入検査を行うことができる。
- 4 立入検査は、当該施設又は当該介護等受託者の事務所若しくは事業所において、原則として当該施設の責任者の立会のもとに行うものとする。
- 5 立入検査は、原則として職員2名以上で行うものとする。
- 6 立入検査に従事する職員は、質問又は立入検査を行う職員の身分を示す証明書（老人福祉法施行規則第5条の2別記様式第2の2）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（検査事項）

第5条 立入検査は、次の事項について行うものとする。

- （1）規模・設備に関すること。
- （2）職員の配置、研修及び衛生管理に関すること。
- （3）有料老人ホーム事業の運営に関すること。
- （4）サービス等に関すること。
- （5）利用料等に関すること。
- （6）契約内容等に関すること。
- （7）前回の立入検査時の指摘事項に対する改善実施状況に関すること。
- （8）その他必要と認められる事項に関すること。

（検査結果）

第6条 検査職員は、検査後速やかに検査結果を知事に復命するものとする。

- 2 県は、立入検査の結果、改善を要すると認められる事項があるときは、当該施設に対し、当該改善を要する事項を様式第2号により通知するとともに、その改善結果について様式第3号により報告を求めるほか、必要に応じて職員を派遣する等により改善結果を確認するものとする。

（改善命令）

第7条 高齢者支援課は、前条による通知があつたにも関わらず改善を行わない施設について、入居者に対する処遇が著しく不当であると判断した場合には、老人福祉法第29条第15項による改善命令を行うものとする。ただし、入居者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められる時

には、前条第2項による手続きを省略し、直ちに改善命令を行うことができる。

(事業の制限又は停止命令)

第8条 高齢者支援課は、前条による命令があつたにも関わらず改善を行わない施設について、入居者の保護のため特に必要があると判断した場合には、老人福祉法第29条第16項による事業の制限又は停止を行うものとする。ただし、入居者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められる時には、第6条第2項及び前条による手続きを省略し、直ちに事業の制限又は停止命令を行うことができる。

(検査結果の保管)

第9条 県は、過去の検査結果及び改善状況等を把握し、効果的な助言、指導等を行うため、第6条第2項に基づき施設から提出された報告書を施設ごとに累年で保管しておくものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、施設に対する立入検査の実施に関して必要な事項は、高齢者支援課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (改正)

この要領は、平成30年6月14日から施行する。

附 則 (改正)

この要領は、令和3年6月29日から施行する。